

令和3年度

第5回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

第 5 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年8月17日（火）午後3時10分から午後4時10分

2 開催場所 静岡市役所本館4階 41会議室

3 出席委員（19人）

会長

13番 西ヶ谷量太郎

委員	1番 伊藤 修司	2番 遠藤 公夫	3番 大石 雅章
	4番 大石 泰子	5番 大塚 師輝	6番 佐藤 直美
	7番 佐藤 操	8番 白岩 正行	9番 杉山 寿朗
	10番 鈴木 茂樹	11番 鈴木 長一	14番 西子 親慶
	15番 仁藤 雅巳	16番 堀越 隆正	17番 牧野 正昭
	18番 松永 一雄	19番 望月 芳明	20番 山田 常己

4 欠席委員 会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第29号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第31号	農地転用後の事業計画変更承認について（5条）
議案第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第33号	非農地証明申請について
議案第34号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
議案第35号	農業委員会が定める別段の面積の決定について
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第19号	農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第21号	相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、参与兼次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主事 寺園 理帆、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚

美

7 会議の概要

議長 ただ今から令和3年度第5回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、12番 徳田 雅章委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

3番 大石 雅章委員、6番 佐藤 直美委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第29号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第29号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり16件でございます。

議長 それでは、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号31番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号32番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親子間による贈与の所有権移転です。整理番号33番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号34番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号35番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族間による贈与の所有権移転です。整理番号36番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

1番 以上、職員から説明がありました6件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号37番、38番は交換による所有権の移転のため、まとめてご説明します。いずれも駿河区の案件で、交換する農地等は記載のとおりです。まず、整理番号37番ですが、現況は普通畑です。申請事由ですが、譲受人は、98番1、98番2及び99番について、隣接している自己所有地と既に一体的に耕作しており、今回、譲渡人との農地交換の話がまとまったため、申請に及びました。整理番号38番ですが、現況は普通畑です。申請事由ですが、譲渡人との農地交換の話がまとまり、申請に及びました。整理番号39番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号40番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、譲受人は、後継者の長男が本年4月に勤め先を退職し、専業農家となったことから、経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

5番 以上、職員から説明ありました4件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号41番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。整理番号42番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

4番 以上、職員から説明ありました2件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 4班です。整理番号43番、44番は同一案件のため、併せて説明させていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、お互い隣接する農地の境界のなりを整えるため、交換による所有権移転をするものです。整理番号45番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。整理番号46番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への生前贈与による所有権移転です。

11番 以上、職員から説明がありました4件については、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第29号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第30号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第30号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり3件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号4番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、田です。申請事由ですが、現在は水田として利用しておりますが、今後、畑として柑橘類等を栽培したく畑地造成の申請に及びました。一時転用期間は、11か月間の予定です。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号5番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、運送会社から輸送用トラックの駐車場敷地とした賃借したいとの申し出があり話しがまとまり駐車場敷地の拡張をしたく申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地に農地はなく、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号6番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、自宅隣接地に農業用倉庫を建築したく申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。

1 番 以上、職員から説明がありました3件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第30号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第31号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第31号朗読】

申請は7ページに記載のとおり2件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号4番、整理番号5番は同一案件のため、併せて説明をさせていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、建設業を営む法人です。当初の申請事由ですが、申請者は市の公共工事である雨水貯留管の埋設工事を請負、整理番号4番は令和2年5月20日、続いて整理番号5番は、令和2年12月17日に一時転用許可を受けました。事業計画の変更事由ですが、工事全体の進捗が予定より遅れていること及び当初工事に関連した追加工事を請け負うこととなったため、転用期間を延長したく申請に及びました。農地区分は第1種農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用終了後は、田として使用する作付け確約書が提出されています。計画変更の概要は以上です。

4番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、4班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第31号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第32号朗読】

申請は9ページ、10ページに記載のとおり7件となります。なお、整理番号38番については、取下げになりました。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議 長 この議案の中に出席委員に関する案件がありますので、まず初めに、整理番号39を審議します。農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されていますので、委員は一時退席をお願い致します。

(委員 退席)

議 長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 3班です。整理番号39番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、市外に本社をおき、主に太陽光発電設備システム販売施工管理業を営む法人です。申請事由ですが、申請者は太陽光発電事業も行っており、発電事業に最適な土地を探していたところ、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。事業計画地では、パネルを南向きに傾斜角10度で267枚設置し、発電出力は49.5Kwを予定しています。なお、パネルの高さは約1.5mで、隣地からの距離は、フェンスから保安距離2.5mをとり、更に30cm程度加えた距離を取ることです。静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインについては、関係各課を回り必要な手続き行っております。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても、他に適地はなく転用面積も適当と思われます。本案件は、近隣土地所有者及び住民との調整が未了との理由から6月15日付けで取り下げられている案件です。これは、6月14日の現地聞き取り調査の際、申請地に来ていた地元関係者4名からの意見に端を発していることから、当該4名に対する対応を確認したところ、6月26日開催の自治会、部農会及び近隣住民等が出席した。地元関係者との協議会に出席しており、説明済であることを確認しております。また、隣接農地所有者にも個別対応により説明済であることを確認しております。この案件については、地区審査会で現地調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

4 番 以上、職員から説明がありました、整理番号39番は地区審査会で、現地にて聞き取り調査を行いましたので報告させていただきます。申請者は、市外に本店を置き、主に太陽光発電設備システム販売施工管理業を営んでおり、代表取締役1名及び社員4名の計5名が在籍しているとのことです。申請経緯としては、申請地は山の影の影響が少なく、パネルの反射の影響も少なく、この場所を選定しました。事業内容、被害防除等については、パネルの傾斜角は10度で、高さは1.5m程度になるということです。通常、パネルの設置は効率的に稼働させる場合、傾斜角は

30度程度が一般的であるが、周辺への反射光及び反射熱の影響を考え、傾斜角は10度となっています。被害防除として、敷地内の雨水は自然浸透させ、防草シートを設置します。なお、隣接農地へ水が流出しないように、土盛りをして対応することとなっています。周囲は保安距離をとりフェンスを設置することとなっています。影の影響は、パネルの高さも低く抑えられており、影の伸びる方向も北側であることから、影響は軽微とのこと。パネルの強度は、風速60メートル程度には耐える設計になっています。太陽光発電設備適正導入ガイドラインの手続きについては、関係各所に対し確認をしており、景観法の届出を提出しております。地元自治会、部農会、隣接農地所有者等への事業説明については、職員からの説明のとおり、協議会、個別訪問、回覧等により説明済みであります。メンテナンス等については、保守点検の責任者として申請者名を記載した看板を設置することとなっています。何かあれば申請者に連絡ができるように措置してあります。草が伸びてきた場合、周辺農地への影響を考え除草剤は使用せず、手作業で除草をすることとなっています。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

11番 協議会の様子は、いかがでしたか。
事務局 事務局は、参加していないが滞りなく終了した。いくつかの質問が出ていたようだが問題なく終了いたしました。

16番 すべての住人に説明は、終了しているか確認をしたい。
事務局 協議会の参加者には了承を得て、申請地近隣の方には、個別訪問を行い説明した。
議長 他に発言もないようですので、議案第32号中整理番号39について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第32号は、原案のとおり決定いたしました。
一時退席中の委員には、自席にお戻りいただきます。

(委員 着席)

議長 それでは、議案第32号中整理番号39を除く6件について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号34番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況

は普通畑で、贈与による所有権移転です。申請事由ですが、現在、両親と暮らすために駐車場スペース足りず近隣の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号35番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、実家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、親族所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号36番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、父親姉弟所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号37番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、個人でモータースを経営していますが、来客用の駐車場スペース足りず近隣の所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第3種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

1番 以上、職員から説明がありました4件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号40番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在瀬名の借家で、家族4人で居住しているが、二人の子の成長に伴い、現在の住居では手狭であるため、土地所有者である親と話しがまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号41番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在借家で、夫婦2人で居住しているが、現在の住居では手狭であるため、土地所有者である親と話しがまとまり、申請に及びました。農地区分は第1種農地と

判断され、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

4 番 　　ただ今、事務局から説明のありました2件について、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 　　これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 　　他に発言もないようですので、議案第32号中整理番号39を除く6件について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 　　議案第32号中整理番号39を除く6件は、原案のとおり決定いたしました。したがいまして、議案32号は全て原案とおり決定いたしました。

次に、議案第33号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第33号朗読】**

申請は12ページに記載のとおり3件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議 長 　　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 　　整理番号8番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和62年、申請者本人が店舗を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。整理番号9番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和37年、亡父が住宅を建築し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和3年7月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地等を、確認をしていただきました。

1 番 　　以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事 務 局 　　整理番号10番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、平成13年4月から農地としての使用を中止し、森林化したものです。今後も農地として使用する予定はなく、農地復元も困難な状況です。証

明基準5耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年7月30日に、地区担当農業委員に、航空写真及び現地写真により確認をしていただきました。

5番 以上、職員から説明がありました1件につきましては、2班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第33号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第33号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第33号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第34号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第34号朗読】**

申出は14ページに記載のとおり6件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらの証明は、生産緑地法第10条の規定による生産緑地の買取り申し出事由が生じた従事者について証明を行うものです。整理番号17です。こちらの生産緑地は平成24年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。7月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号18です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約120日農作業に従事していました。7月28日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号19です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農作業に従事していました。7月27日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号20です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。7月27日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号21です。こちらの生産緑地は平成22年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。7月27日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号22です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約360日農作業に従事していました。7月28日に現地調

査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第34号について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 申請者が従事出来なければ、取下げになるになるのか。

事務局 一部解除もあります。

議長 他に発言もないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第34号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第35号朗読】**

別段の面積案は16ページに記載のとおりであります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 下限面積については、原則50aですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めることができることから、一部の地区の50aを除き、地域ごとに20a、30aに下限面積が緩和されています。農地法施行規則による基準は耕作がされない農地等が相当程度存在する地域であること、また、設定区域の位置、規模からみて小規模農地の耕作者が増えることにより、地域内、地域周辺の農地の効率的且つ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこととして農地法第3条第2項第5号の規定による中山間地域の別段の面積及び区域の指定を行うものです。静岡市では、平成31年4月に施行しました中山間地域の空き家バンクを利用した農地の下限面積の緩和制度を利用した4件目の事例となります。市の中山間地域の空き家情報バンクの担当課に移住相談をして登録された空き家を利用して移住し、その空き家に付随する農地を耕作するという要件を満たした場合に農地の下限面積を緩和します。内容につきましては、議案書16ページに記載のとおりです。申請者は中山間地域空き家情報バンクで登録された葵区の住宅を購入し、令和3年9月までには、市内から転居を予定されている方です。今回住宅の隣接地の5筆の農地については今後、葉菜類、根菜類の栽培を予定しています。当該地区の下限面積は20aであります。今回の申請により記載のとおり、一筆ごと下限面積を定めるものであります。なお、この決定を受け、9月以降の総会議案として農地法第3条第1項の規定による許可申請がされることとなります。

議 長 ただいまの議案第35号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 他に発言もないようですので、議案第35号について、原案のとおり決定よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第35号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第18号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第18号朗読】

通知は18ページ4件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 整理番号37番から39番までの3件は、中間管理事業へ切り替えるため、合意解約しました。整理番号40番は、賃借人が経営規模縮小のため、合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第18号を終わります。次に、報告第19号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第19号朗読】

届出は20ページから28ページの68件がございました。その内訳は、4条の転用が19件、5条の転用が41件で、内訳としましては、所有権移転が41件、賃借権設定が2件、使用貸借による権利の設定が6件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第19号を終わります。次に、報告第20号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第20号朗読】

届出は30ページから32ページの34件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第20号を終わります。次に、報告第21号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第21号朗読】

申出は34ページ2件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号3は、7月28日、最適化推進委員と整理番号4は、7月27日、最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長

ただいまの報告第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第21号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第5回総会を閉会いたします。